

秋田市創業支援補助金（一般創業・女性創業）申請要領

1 補助対象者

本市において、法人の中小企業者として、新たな事業を開始する者であって、次の要件に該当するものを対象とする。

- (1) 優れた事業計画で本市産業の振興が期待できること。
- (2) 事業の実現性および成長性が認められること。
- (3) 創業が確実であること。
- (4) 創業の模範となる事業であること。
- (5) 市内の金融機関から資金の調達が見込める事業であること。
- (6) 次の要件をすべて満たしていること。

ア 市税に滞納がないこと。

イ 金融機関等からの融資等に係る債務の不履行がないこと。

ウ 個人事業主が法人となる場合（法人成り）は、事業の拡大を伴う場合であって、応募日が創業日から起算して5年未満の期間内であること。

エ 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないこと。

オ 国・県から補助金の交付を受けていないこと。

2 補助対象事業

創業を予定している事業が、農林漁業、医療業（病院等）、金融保険業、風俗営業など、別記業種に該当しない業種を対象とする。

3 補助率および補助金の額

- (1) 事業拠点費、設備費、機械器具費、広告宣伝費、申請手数料等について、補助率は補助対象経費の1/2以内、限度額50万円とする。
- (2) 補助対象者が女性である場合、補助率3/4以内、限度額75万円とする。

4 補助対象となる経費

創業にあたり、初期投資や事業継続に必要な経費のうち、次に掲げるものを補助対象とする。

経費区分	内 容
事業拠点費	事業の拠点となる事務所や店舗の賃貸又は取得に要する経費
設備費	店舗および店舗の付帯設備等の改造、改装に要する経費
機械器具費	パソコン、プリンタ、ファクシミリ、コピー機、エアコン、業務用冷蔵庫、厨房機器、作業機械、車両などの創業に伴い必要となる機器、備品類等（中古品は対象外、備品は単価3万円以上のものとする。）の購入経費
広告宣伝費	会社設立時や事業継続に必要なホームページ作成、新聞・雑誌広告、テレビ・ラジオCM、パンフレット・チラシ作製等に要する経費

5 提出書類

- (1) 創業計画書
- (2) 住民票および納税証明書（直近2年分の市民税、固定資産税）
- (3) 事業拠点を示した地図、賃貸借および取得に係る見積書、設備改修、機械器具購入ならびに広告宣伝に要する経費の見積書等

6 募集期間

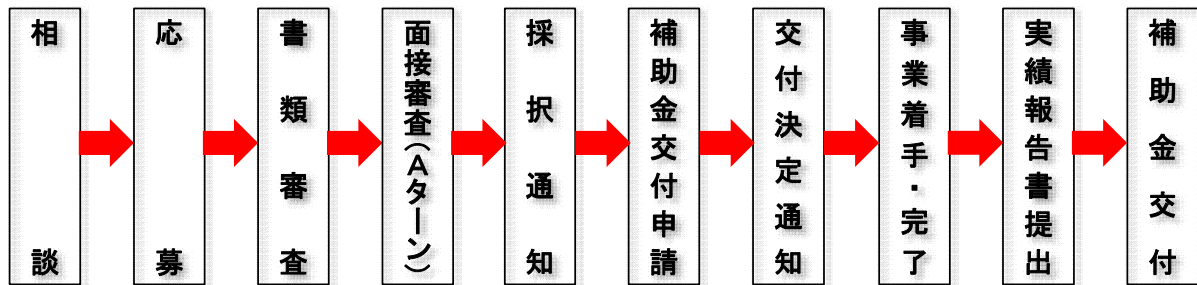
平成28年4月1日から平成29年1月20日まで

※平成29年3月31日までに事業を完了する必要があります。

7 審査方法

創業支援事業審査会による書類審査

8 相談から補助金交付までの流れ



※法人の設立は、応募後（創業計画書等の提出後）に行う必要があります。
また、交付決定通知の前に行った事業は補助対象外となります。

別 記

補助対象外とする業種（平成25年10月改訂「日本標準産業分類」による。）

- (1) 農業、林業（大分類Aに含まれるもの。ただし、農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業及び林業サービス業は除く。）
- (2) 漁業（大分類Bに含まれるもの。）
- (3) 金融業・保険業（大分類Jに含まれるもの。ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業は除く。）
- (4) 医療・福祉（大分類P）の医療業のうち、病院（小分類831）、一般診療所（小分類832）、歯科診療所（小分類833）
- (5) 以下のサービス業等
 - ア 風俗営業・性風俗関連特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年7月10日、法律第122号）により規制の対象となるもの
 - イ 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類803に含まれるもの。）
 - ウ 芸ぎ業（置屋・検番を除く。）（細分類8094に含まれるもの。）
 - エ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業（細分類8096に含まれるもの。）
 - オ 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）（細分類7291に含まれるもの。）
 - カ 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）（細分類9299に含まれるもの。）
 - キ 易断所、観相業、相場案内業（細分類7999に含まれるもの。）
 - ク 宗教（中分類94に含まれるもの。）
 - ケ 政治・経済・文化団体（中分類93に含まれるもの。）